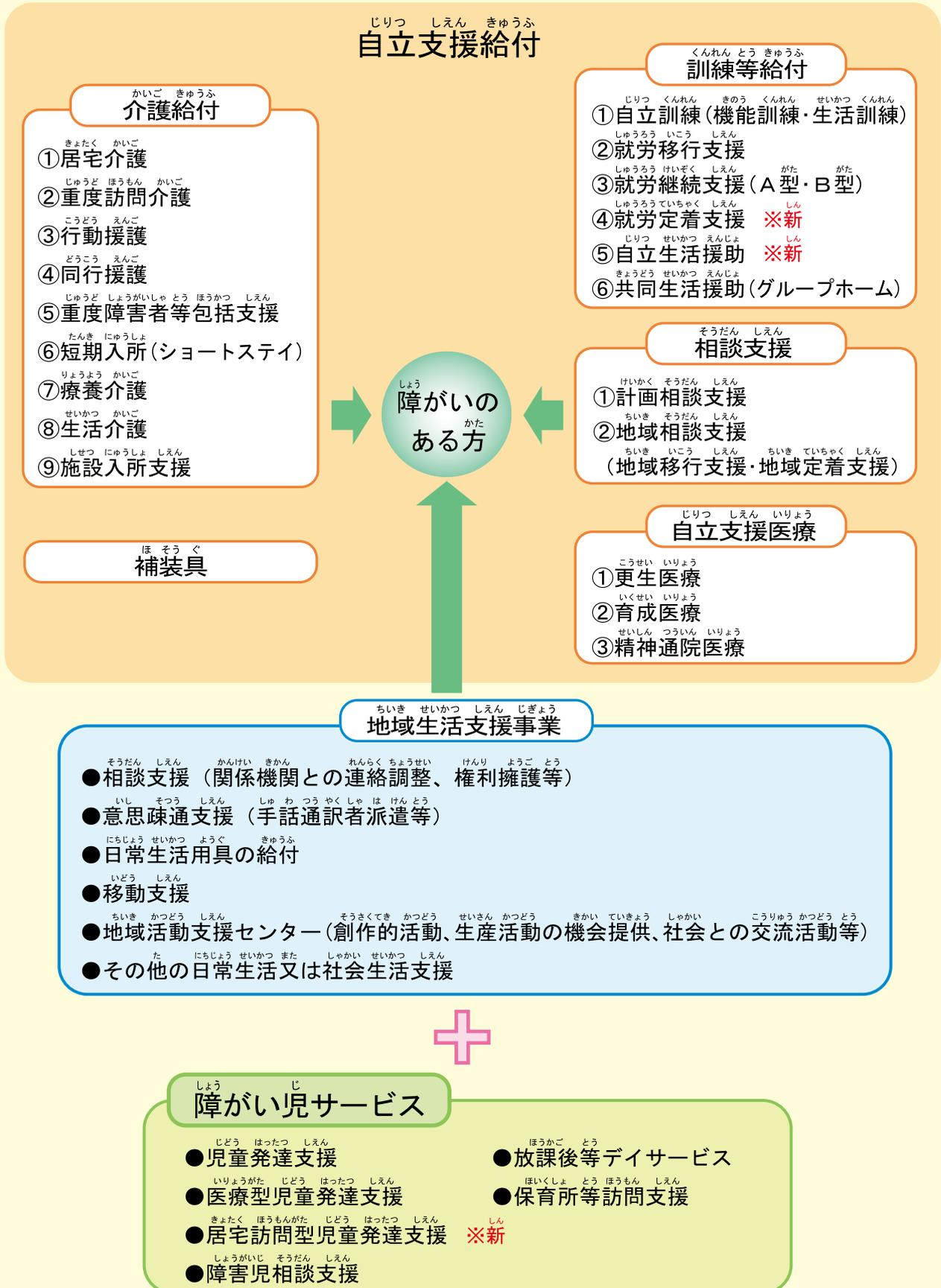


しょうがいしゃ そうごう しえんぽう じりつ しえん きゆうふ ちいせき せいかつ しえん じぎょう
障害者総合支援法における自立支援給付、地域生活支援事業
 およ じどう ふくしぽう しょうじ
及び児童福祉法における障がい児サービス



※新 ⇒ 平成30年度から開始される新しいサービス



6 計画の目標像

障がい者の自立と社会参加を促進するために、地域社会の誰もが「必要かつ、合理的な配慮」について考えるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに支え合うことで、誰もが誇りと尊厳を持って、共に暮らせる地域社会の実現を目指すことが重要となります。

こうした考え方にに基づき、本計画では共生社会、自立支援を基底に、本計画が目指す目標像を第3次計画より継承し次のとおり掲げます。

障がい者が地域とともに、いきいきと暮らせるまち・北谷



合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

7 計画の基本的視点

計画を進めていくに当たっての各分野・施策に共通する横断的な視点について、次の5つを基本的視点とします。

1 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者自らが決定することを尊重し、また、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意志を表明することができるよう支援を行います。

2 当事者本位の総合的な支援

教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、障がい者施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

3 障害特性等に配慮した支援

性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。

4 アクセシビリティ（バリアフリー）の向上

ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリーを推進し、アクセシビリティの向上を図ります。特に、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。

5 総合的かつ計画的な取り組みの推進

関係機関等と連携し役割分担を行い、障がい者施策を進めます。また、高齢者施策、子ども・子育て施策、健康づくり施策等障がい者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。



8 計画の基本目標

基本目標1 共生社会の確立



障害のある人もない人も共に暮らせる共生社会の実現に向けて、障がい者が安心して暮らせる地域づくりを進めるために、障害や障がい者への地域理解を深めるとともに、障害者差別解消法に基づき、障がい者への差別をなくすための法の主旨や合理的配慮の提供について、普及啓発を図ります。

また、障がい者やその家族の希望する生活の実現に向けて、相談支援体制の充実を図るとともに、必要な情報を得やすくすることや意思疎通のための支援の充実を図ります。

さらに、地域において障がい者の権利利益を守ることや、災害時における障がい者等の避難支援体制の構築及び犯罪被害の防止に向けた取り組みを行います。

基本目標2 生活基盤の支援



障がい者が地域において安全で安心して暮らすことができ、充実した生活や社会参加が促進されるよう、建物や道路、公園等が円滑に利用できる環境を整えていくことや外出・移動の支援を提供するとともに、生活の基本となる暮らしやすい住環境の整備を進めます。また、生きがいを持ち生活を豊かにするために、交流・スポーツ・学習活動の振興を図るほか、働く意欲のある障がい者の適性と能力に応じた就労支援を行います。

基本目標3 自立基盤の整備



障害の有無に関わらず、心身の健康を保つことは誰にとっても望ましいことであり、健やかな暮らしを支えます。そのため、安心・安全な出産を推進するとともに、乳幼児の障害や発達の遅れなどを早期に発見し、早期の治療・療育等により障害の軽減を図り、健やかな発育を支援します。また、障害の要因となる生活習慣病等の予防や重症化の防止に取り組めます。精神の疾患についても、早期の気づきや早期の支援につながるよう、地域への理解啓発を行なうほか、当事者の地域生活や社会復帰に向けた支援を進めます。

保育・教育分野においては、障害があっても、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害や発達が気になる子一人ひとりの特性やニーズを踏まえた、適切な保育・教育環境を整え、集団生活を通して、自立の素地を助長していきます。

日常生活及び社会生活の自立を支援するために、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障がい児を支援するサービスの提供に取り組むほか、経済的な負担の軽減及びその他の生活支援を進めます。



【目標像】

【基本目標】

障がい者が地域とともに、いきいきと暮らせるまち・北谷



1. 共生社会の確立



2. 生活基盤の支援



3. 自立基盤の整備

1. 障がい者理解・地域支援の推進

- (1) 障がい者理解・啓発活動の推進
- (2) 差別解消・合理的配慮の普及啓発
- (3) 地域による生活支援の推進

2. 相談支援・情報提供等の充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 意思疎通支援の充実

3. 権利擁護・虐待防止の推進

4. 防災・防犯対策の充実

- (1) 防災対策の充実
- (2) 防犯対策の充実

1. 住みよい環境づくり推進

- (1) 外出・移動支援の推進
- (2) 住環境の整備推進

2. 社会参加・就労支援の推進

- (1) 交流・スポーツ・学習活動等の推進
- (2) 就労支援の推進

1. 保健・医療の充実

- (1) 乳幼児期の健康づくりと障害等の早期発見・早期支援
- (2) 障がいの原因となる疾病の予防等の推進
- (3) 精神保健福祉の推進

2. 保育・教育の充実

- (1) 特別支援保育の充実
- (2) 特別支援教育の充実

3. 自立生活支援サービスの推進

- (1) 障害福祉サービスの充実
- (2) 障がい児支援の充実
- (3) 医療費等経済的支援の推進
- (4) その他生活支援の推進



北谷町第4次障がい者計画（平成30年度～平成35年度）

発行：北谷町 住民福祉部 福祉課 福祉課 障害福祉係

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江 226 番地

電話：098-936-1234 FAX：098-982-7715

挿絵提供：ニライの里